

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日とする)

## 目次

◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇訓令 鳥取県公文規程の一部を改正する訓令

◇告示 肥料の登録

昭和四十年十二月鳥取県告示第六百七十二号の一部改正  
米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業  
計画の決定

道路の位置の指定

◇選挙告示 選挙管理委員会の招集

◇公告 高圧ガス販売主任者試験の実施

砂利採取業務主任者試験の実施

◇正誤 昭和四十五年六月鳥取県告示第四百四十八号中訂正

鳥取県議会議事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則中訂正

## 規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第六十四号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年一分五厘」を「年一・五パーセント」に、「年四分五厘」を「年四・五パーセント」に改める。

第二条第三項中「年二分」を「年二パーセント」に、「年三分五厘」を「年三・五パーセント」に改める。

附則第三項中「昭和四十四年度において」を削り、「適用については」の下に、「当分の間」を、「第四号まで」の下に「及び第八号」を加え、「年三分」を「年三パーセント」に、「年四分」を「年四パーセント」に、「年二分」を「年二パーセント」に、「年一分」を「年一パーセント」に改める。

別表中「年三分」を「年三パーセント」に、「年二分」を「年二パーセント」に、「年一分」を「年一パーセント」に、「年三分五厘」を「年三・五パーセント」に、「年二分五厘」を「年二・五パーセント」に、「年四分」を「年四パーセント」に改める。

別表中「年三分」を「年三パーセント」に、「年二分」を「年二パーセント」に、「年一分」を「年一パーセント」に、「年三分五厘」を「年三・五パーセント」に、「年二分五厘」を「年二・五パーセント」に、「年四分」を「年四パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十五号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「貸し付ける資金」の下に「（農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金を除く。）」を加える。

別表第一の一の項中「（農業近代化資金助成法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号。以下「令」という。）第二条の表に規定する育成に要する資金の対象となる額を除く。）」及び「（令第二条の表に規定する育成に要する資金の対象となる額を除く。）」を削り、「六分以内」を「年六パーセント以内」に改め、同表の二の項中「六分以内」を「年六パーセント以内」に改め、同表の三の項中「五分以内」を「年五パーセント以内」に改め、同表の四の項中「五分五厘以内」を「年五・五パーセント以内」に改め、同表の五の項中「チューリップ」を「花卉」に、「優良種球」を「知事が別に定めるもの優良種球」に、「六分以内」を「年六パーセント以内」

に改め、同表の六の項中「六分五厘以内」を「年六・五パーセント以内」に改める。

別表第二の一の項中「年二分」を「年二パーセント」に改め、同表の二の項中「年三分」を「年三パーセント」に、「年二分五厘」を「年二・五パーセント」に改め、同表の三の項中「年四分五厘」を「年四・五パーセント」に、「年三分」を「年三パーセント」に改め、同表の四の項中「年二分五厘」を「年二・五パーセント」に改め、同表の五の項中「チューリップ」を「花卉」に、「年三分」を「年三パーセント」に改め、同表の六の項中「年二分五厘」を「年二・五パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

訓 令

鳥取県訓令第4号

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公文規程の一部を改正する訓令

鳥取県公文規程（昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「及び達」を削り、同条第四号中「一般文書受付簿」を「一般文書受付カード」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「一般文書受付簿」を「一般文書受付カード」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 達は、県名を冠し、番号を付け、令達原簿に記載すること。ただし、地方機関及びその他の機関が発する場合には、当該機関の記号を付すること。

別表第八を次のように改める。  
第八 達

①	(イ)	鳥取県達……第……号
		……………
		(イ)……………
②		……………することを命ずる。(中止を命ずる。禁止する。取り消す。)
③		昭和……年……月……日
	(イ)	職 氏 名

○ 令達文には、法令に基づくものは、根拠法令及び処分理由を、法令に基づかないものは、その処分の理由を明確に記載する。

○ 令達先の記載要領は、次による。  
一 令達を受ける者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地及び名称並びに代表者の氏名）を記載する。令達を受ける者が多数の場合、連記する。

二 法人格をもたない団体にあつては、その所在地及び名称並びに代表者又は管理

別表第九の一中「(イ)主管課の記号を記載する。」を「(イ)所管課の記号を記載する。」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十五年七月七日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百八十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- (イ) 者の氏名
  - (イ) 左上部に書く。
  - (ロ) 地方機関及びその他の機関が発する場合は、当該機関の記号を記載する。
  - (ハ) 令達先をしるし、終字を一字あけて書く。
  - (ニ) 中央やや左から書き出し、終字が公印にかからないようにし、押したあと二字あくように書く。
- 契印は、用紙の上部中央に押す。

登録番号	肥料の名称	保証成分 (パーセント)	生産業者の住所 及び氏名
鳥取県 第三八三三号	ほう素マンガ ン入り複合肥 料パイヒ	く溶性りん酸 一三・〇 水溶性加里 二・〇 く溶性苦土 一〇・〇 く溶性マンガ ン 〇・四〇 く溶性ほう素 〇・二〇	倉吉市越殿町 一四〇八番地 倉吉市農業協同組合 組合長理事 八田 隆利

鳥取県告示第四百八十六号

昭和四十年十二月鳥取県告示第六百七十二号（漁業災害補償法第百八条  
第一項に規定する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「小型酒津加入区

酒津漁業協同組合及び酒津第一  
漁業協同組合の地区一円の区域」を「小型酒津加入

区 酒津漁業協同組合の地区一円の区域」に、「小型御来屋加入区

光徳  
協同

漁業協同組合及び御来屋漁業  
組合の地区一円の区域」を「小型御来屋加入区 御来屋漁業協同組  
合の地区一円の区域

」に改める。

鳥取県告示第四百八十七号

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を定めたの  
で、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第九項の  
規定により、次のとおり公告する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業

二 施行者の名称

鳥取県

三 施行地区に含まれる地域の名称

米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野

町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部

四 事業施行期間

昭和四十五年七月七日から昭和四十九年三月三十一日まで

五 事務所の所在地

主たる事務所

米子市久米町七番地 鳥取県米子都市開発事務所

従たる事務所

鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県土木部都市開発課

六 事業計画の決定の年月日

昭和四十五年七月二日

鳥取県告示第四百八十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定に  
よる申請に基づき、次のとおり昭和四十五年七月一日道路の位置を指定し  
たので、同規則第十条の規定により告示する。  
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市相生町四丁目二〇三 日ノ丸不動産 有限会社 代表取締役 大石 音藏	鳥取市津ノ井字柳ノ丁二八五ノ二の一部 二八五ノ三〃 二八六ノ一〃 二八三ノ三〃 二八四ノ二〃 二八五ノ二地先農道 二八五ノ三〃 二八六ノ一〃 二八四ノ二地先水路 二八三ノ三〃 津ノ井字向下砂田二七七ノ一 二七七ノ一五 二七六ノ二 二七六ノ九 二七七ノ一地先農道 二七七ノ一五〃 二七六ノ二地先水路敷 二七六ノ九〃 二七七ノ一 二七七ノ一五	幅員 五・一〇メートル 四・六〇メートル 四・六〇メートル 二・四・五メートル 延長 二・四・五メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和四十五年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十五年七月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十五年七月九日 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 中央青年教育講座の開催について

公 告

高圧ガスを取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により昭和45年度第1回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年7月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第1種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	午後1時から午後2時まで
	高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術	午後2時10分から午後3時40分まで
第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	午後1時から午後2時まで
	液化石油ガス法に係る法令	午後2時10分から午後3時40分まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和45年8月8日(土曜日)
- (2) 試験の場所 鳥取市 米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書  
受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真  
手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願

書にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

- 第1種販売主任者免状に係る試験 700円
- 第2種販売主任者免状に係る試験 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。

この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和45年7月10日から昭和45年7月20日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、昭和45年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年7月7日

鳥取県知事 石 破 二 則

1 試験の科目及び時間

試験の科目	試験の時間
(ア) 砂利の採取に関する法令	午前10時から12時まで
(イ) 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	

- 2 試験の期日及び場所
  - (1) 試験の期日 昭和45年8月7日(金曜日)
  - (2) 場 所 倉吉市
- 3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
  - (2) 履歴書
- 受験願書及び履歴書は、商工振興課、鳥取県建設業協会及び日本砂利協会鳥取県支部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写 真
    - 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはりつけること。
  - 4 受験手数料及びその納付方法
    - (1) 受験手数料 1,000円
    - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけること。
  - 5 受験願書の提出期間
    - 昭和45年7月10日から昭和45年7月24日まで
  - 6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

正 誤

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百四十八号(保安林予定森林にする旨

の通知について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 六 下 終わりから六 八東郡 八頭郡

鳥取県議会議務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十五年七月鳥取県議会議規則第二号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
 三 下 終わりから三 係第二係 第二係